

# 法律関連事務員関西ブロック交流会

## 非正規問題を考えよう

— 法テラス労働訴訟を通して —

さわやかな秋となりました。

皆様にはますますご健勝のことと存じます。

さて、下記のとおり法律関連事務員関西ブロック交流会を開催します。少し早めにお越しいただき、晩秋の奈良をお楽しみいただくのも一興かと存じます。ふるってご参加下さい。

### 日時

2014年11月15日（土曜日）

13:00～16:10

### 場所

奈良県中小企業会館 4階 小会議室

近鉄奈良駅①番出口を出て、東へ（裁判所方向）徒歩1分



懇親会は交流会終了後に  
予定しています！  
会費は3000円程度で  
す。  
こちらも是非ご参加ください！

### 交流会の内容

1部：法テラス労働訴訟を通して非正規問題を考える

講師 法テラス訴訟弁護団

兒玉修一弁護士（弁護士法人やまと法律事務所）

2部：各地の経験交流

法テラスに対する未払賃金等請求訴訟とは？

平成23年4月21日、法テラス奈良法律事務所に非常勤として勤務していた原告が、常勤職員との賃金差額を求めて、奈良地裁に訴訟を提起しました。

法テラス奈良法律事務所では、非常勤職員である原告も、常勤職員と同じ業務内容・時間でスタッフ弁護士の補助業務を行っていました。

この訴訟では、同一価値労働同一賃金の原則を主張し、常勤職員との賃金差額を請求しています。

平成26年7月29日、第一審の判決が言い渡されました。



出欠のご連絡は10月末日までに各地の組合・親睦会で集約の上、奈良法律事務員労働組合までご連絡下さい。

連絡先：

奈良法律事務員労働組合

電話：

0742-26-2457

FAX：

0742-26-3010